

別表（第6条関係）

区 分		減 免 割 合
陳列品の観覧料	(1) 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持した者が観覧するとき。	10割
	(2) 教育長が特に必要があると認めるとき。	
	(3) 公的機関が発行した北九州市、下関市、福岡市、熊本市、鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等）を所持した者が観覧するとき。	2割
各室使用料及び器具使用料	(4) 市と共催により使用するとき。	各室使用料 10割 器具使用料 5割
	(5) 市内に事務所を有する社会教育関係団体、学校教育関係団体、社会福祉団体若しくは自治組織又はこれらに準ずる団体（以下「社会教育関係団体等」という。）が、その目的のために使用するとき。	各室使用料 5割 器具使用料 5割
	(6) 社会教育関係団体等のうち音楽及び演劇団体が、練習のためにホールステージの空き時間を使用するとき。	各室使用料 7割5分
	(7) 社会教育関係団体等以外の団体が、市民文化の向上のために使用する場合で、教育長が特に必要があると認めるとき。	各室使用料 5割 器具使用料 5割
	(8) その他教育長が特に必要があると認めるとき。	各室使用料 5割

注1 陳列品の観覧料において、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は身体障害者手帳の交付を受けた者（障害の程度が1級から4級までの者に限る。）が観覧するときの付添人の観覧料は、当該手帳の交付を受けたものと同一に取り扱うものとする。

2 減免を適用した観覧料等については、10円未満を切り捨てるものとする。